

市税等の納期内納付にご協力をお願いします

納期限までに完納されない場合は滞納となり、督促状による納付の催告を行います。それでも納付がない場合は、財産の調査を行い不動産等の差押えを行う場合があります。

～滞納処分の流れ～

納期限

税金は納税通知書に記載の「納期限」までに納付してください。この「納期限」を一日でも過ぎてしまうと、いわゆる「滞納」になってしまいます。

督促状

納期限までに納付されなかった場合には、納期限後 20 日以内に「督促状」による納税催告を行います。差押えや公売の手続きを定めている国税徴収法には、「督促状」を発送した日から 10 日を過ぎると、「徴収職員は、滞納者の財産を差押えなければならない」と定められています。

財産調査

徴収職員は滞納が発生すると、その滞納者が差押えをすべき財産があるかを、官公署、勤務先、金融機関、取引先などに対して調査を行います。この調査は国税徴収法第 141 条により徴収職員に認められた権限です。

差押・搜索

滞納者の財産（不動産、預貯金、給与、自動車等の動産その他）の差押えを行います。また、自宅や事務所を搜索し、動産を差押える場合もあります。徹底した財産調査、搜索をしても、差押えられるような財産が無く、本当に支払うことができない人たちに対しては、滞納処分の執行を停止することがあります。

公売・換価

差押えた動産等はインターネット公売で、不動産等については入札による公売で売却して処分します。

●平成 20 年 8 月公売結果

NO	公売物件	落札額
1	土地：鹿屋市横山町 山林	501,000 円
2	土地：鹿屋市横山町 宅地	504,500 円
3	土地：鹿屋市横山町 宅地	510,000 円
4	土地：鹿屋市野里町 宅地	3,180,000 円
合 計		4,695,500 円

市税に充当

この売却代金は、当該滞納者の未納市税等に充てられることとなります。さらに未納があり、滞納者が納付の意思を示さない場合は、関係機関を調査のうえ、再度財産の差押えを行います。



窓口での納税相談



電話による納税の催告

市を取り巻く財政状況
地方自治体を取り巻く厳しい経済状況は、自治体の財政運営にも大きな影響を及ぼしています。国からの補助金は年々削減され、北海道夕張市のように経営破たんする自治体も出てきています。また、建設業界に代表されるように、企業の経営破たんや倒産も相次いでいます。これは、鹿屋市においても例外ではありません。国からの補助金や地方交付税が減額される一方で、自主財源の柱である市税は、安定した行政サービスの供給のためにも、その収納確保が急務となっております。

市では電話で納税忘れの確認をしています
このような状況の中、市では市税の収納率向上を図るため、督促・催告に力を入れています。市税の未納が発生した場合は、法律により納期限を過ぎてから 20 日以内に督促状による催告を行います。



今年度から督促状の発送後に電話による納税の催告を行っています。

納めていただいた直後は、納付の確認に時間を要するため、行き違いで電話をする場合がありますのでご了承ください。

現在の厳しい経済状況の中、市民の皆さんにとっては、市税の納付も大きな負担となっていることと思いますが、「暮らしやすい地域づくり」や「税負担の公平性」の観点からも、もう一度納税の大切さをご理解いただき、納期内納付にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
市収納管理課
☎ 0994-43-2111
内線 3122-3165

市税等の納付には便利で確実な口座振替制度のご利用をお願いします

- 口座振替にすると、納期限日に通帳から自動的に税金が引き落とされますので、窓口で納付する手間が省け、また納め忘れることがありませんので安心です。
- 口座振替の手続きは、市内の金融機関（各銀行、各信用金庫、信用組合、農協、漁協、九州ろうきん、ゆうちょ銀行）、または市収納管理課（1階⑬番）窓口、輝北・吾平・申良の各総合支所及び高隈・花岡・高須・大始良・市成の各出張所で取り扱っています。手続きの際は、「預貯金通帳」と「通帳の届出印」をご持参ください。また、郵送での申し込みを希望する人は市収納管理課までご連絡ください。「口座振替依頼書」を郵送します。口座振替の手続きがお済みでない人は、この機会に、ぜひ、お申込みください。